

P F I 事業に係る実施方針の策定の見通し（令和3年度）

令和3年12月16日

東大阪市長 野田義和

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第15条第1項の規定に基づき、P F I 事業に係る実施方針の策定の見通しを公表する。

特定事業の名称	期間	概要	公共施設等の立地	実施方針を策定する時期	担当
東大阪市営荒本住宅 C棟建替事業	令和5年度から令和7 年度まで (予定)	(仮称)東大阪市営荒本 住宅C棟等整備業務、入 居者移転支援業務	東大阪市荒本地内	令和4年2月(予定) 東大阪市ウェブサイト にて公表	建築部住宅改良室 電話06-4309-3233(直通)